

令和6年6月1日から入院時の食事療養費が変わります。

入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般(下記以外)	一般(下記以外)	490円	
低所得者(住民税非課税者)	低所得者Ⅱ (世帯全員が住民税非課税者でⅠ以外)	90日目までの入院	230円
		91日目以降の入院(長期該当者)	180円
該当なし	低所得者Ⅰ (世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる者、または老齢福祉年金受給権者)	110円	

注1) 低所得者に該当する場合は、(減額対象者の)申請に基づき、保険者(後期高齢者の場合は広域連合)が「標準負担額減額認定証」を交付する。

注2) 長期該当者となる場合は、新たに申請を行う。

長期該当者の要件:「減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者」をいう。